

介護

という言葉が 最近気になり はじめた 65歳 以上の人へ



「介護予防」とは、寝たきりなど介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防・回復しようとすることです。介護を必要とする原因は、高齢による衰弱や骨折・転倒・関節疾患など、生活機能の低下によるものが多く見られます。これらは早期に取り組めば予防できます。生活機能の低下を感じている65歳以上のかた、介護予防のための「生活機能評価」を受けてみませんか。

【生活機能評価受診までの流れ】

基本チェックリスト

アンケート形式で、体や心の健康状態、日常生活の動作などについてお答えいただきます。

その内容から
生活機能の低下を確認

生活機能低下なし

生活機能の低下なしの人は
これで終了となります。

生活機能低下あり

基本チェックリストのチェック項目により、特定高齢者の候補者になります。生活機能評価の受診票をお送りしますので、受診票を持参しコスモス診療所または方城診療所で受診してください。



- ▶ 生活機能チェック(生活機能の低下の有無)
問診、身体測定、理学的検査、血圧測定、反復だ液えん下テストなど
- ▶ 生活機能検査(介護予防プログラムへの参加の可否)
心電図、貧血検査、血清アルブミン

※ 医師の判定により、生活機能の向上が必要な人には
「特定高齢者介護予防教室」への参加支援を行います。



問役場福祉課介護保険係
☎ 22-7763

生活機能評価のご案内

対象 ▶ 町内在住の65歳以上

※ 介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は対象外。

費用 ▶ 無料

申込期間 ▶ 6月1日(月)~30日(火)

役場福祉課介護保険係(☎ 22-7763)まで、
お電話でお申し込みください。

TAX NEWS

「税」に関するニュースとお知らせ。

「税金」は、医療や教育の充実、道路・上下水道整備など、わたしたちの暮らしを豊かにするための、町の大切な財源です。

問役場税務課 収納対策係 ☎ 22-7762

NEWS 新設

「特別対策班」を設置

福岡県の地方税収対策本部に設置された「地区特別対策班」の発足式が、4月8日に福岡市吉塚合同庁舎で行われました。この対

策班は、徴税実務経験が豊富なペテランの県職員21人で構成され、県内の4県税事務所(東福岡、北九州、久留米、飯塚)直方に職員をそれぞれ配置。筑豊地区的15市町村を管轄する「筑豊地区特別対策班」には、今回5人が派遣されました。派遣された県職員5人に対し、5月1日に浦田弘二町長から併任辞令が交付され、5月から来年2月までの10か月間、町の税務課職員と連携して町内の滞納整理促進に携わります。福智町では、この機会に県が持つ優れた徴収ノウハウを吸収し、従来の滞納対策の取り組みに加え、個人住民税など地方税のさらなる徴収率



↑ 5月1日に「筑豊地区特別対策班」から職員5人が福智町を訪れ、浦田弘二町長が併任辞令を交付しました。

4月1日から1階の税務課前に移動しています。なお、今までの2階水道課前の部屋は、4月1日から「人権・同和対策課」となっていますので、来庁の際にはお間違えのないようご注意ください。

NEWS 移動

収納対策室が1階に

役場本庁の「税務課収納対策室(収納対策係)」が、4月1日から1階の税務課前に移動しています。なお、今までの2階水道課前の部屋は、4月1日から「人権・同和対策課」となっていますので、来庁の際にはお間違えのないようご注意ください。



↑ 福智町役場本庁の正面玄関から向かって左側、税務課の前に移動した「収納対策室」。「人権・同和対策課」は2階の水道課前に移動。

NEWS 啓発

啓発用懸垂幕を設置

する全庁体制で収納業務に取り組みます。また、悪質な滞納者に対する「資産の差し押さえ」などの強制執行処分を行っています。平成19年6月から平成21年3月までの間で、すでに142件の差し押さえを実施。今後も税負担などの公平性を堅持していく姿勢で、さらに滞納の解消に臨みますので、どうぞご理解ください。



↑ 徴収業務の厳重化とともに、啓発活動による滞納者の納税意識の向上を促しながら、町が抱える巨額な滞納金の解消を目指します。

税などの収納啓発用と
して、5月14日から町内3か所に次の懸垂幕を設置しています。
役場本庁▼「あなたとわたしの納税が
赤池支所▼「納税は豊かな未来の
道しるべ」明るい未来の町づくり」
田川直方バイパス「宮馬場交差点歩道橋
▼「納税は伸びる福智のエネルギー」

15 | FUKUCHI